

誰もが安心して暮らせる社会へ

～令和元年度人権問題に関する三重県民意識調査結果報告書より～

三重県は、県民の人権問題に関する意識を調査することで、前回調査(平成24年度)以降の意識の変化と新たな人権課題に対する意識を把握し、今後の人権行政推進のための基礎資料を得ることを目的に、令和元年9月に県内居住の20歳以上の男女3,000人を対象として「人権問題に関する三重県民意識調査」を実施しました。今回は、その調査結果報告書の一部を抜粋して紹介します。

人権や差別に関する考え方について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合は「人権は、侵すことのできない永久の権利であるか」という問いに対しては88.7%、「差別は、人間として最も恥ずべき行為の一つであるか」という問いに対しては88.8%、「差別される人の言葉をきちんと聞く必要があるか」という問いに対しては86.6%と、いずれも8割を超えました。この結果から、「人権は侵すことのできない永久の権利であり、差別は人間として最も恥ずべき行為である」と考えている県民が多いことが分かりました。

しかし、結婚(縁談)相手の調査について、「調べるのは当然だ」「感じはよくないが必要だ」と回答した人の割合は、「相手の家族の病歴や障がいの有無」が55.7%、「相手の家族の職業や学歴」が45.9%、「相手の家族の収入・資産」が37.6%、「相手や家族の国籍」が56.0%、「同和地区の人であるかどうか」が43.9%となりました。

そこで、差別は人間として最も恥ずべき行為であると考えている人が多いにも関わらず、身元調査を肯定している人がいるという状況について、少し考えてみたいと思います。

身元調査とは、人生の大切な門出となる結婚や就職に際し、本籍、出生、家族構成や家族の仕事、国

籍、思想、信条などの情報を、自らまたは調査会社などに依頼して、本人の知らないところで、戸籍や住民票を取得したり、知人や近隣の人に聞くなどして調べることです。このような身元調査は、プライバシーの侵害や結婚差別、就職差別などの人権侵害につながる恐れがあります。本人の人柄や能力ではなく、その人の努力ではどうすることもできないことで人生が左右されるとしたら、あなたはごどう思いますか。

差別は、差別を受ける側が考えるべき問題ではありません。差別をする側の問題なのです。誰もが安心して暮らせる社会となるよう私たち一人一人が差別や人権侵害につながる身元調査をなくしていくことが大切です。

こうした調査結果を受けて、津市においても、人権問題に関する市民意識調査結果と重ねながら、市民の皆さんが人権問題について関心を持ち、人権に対する正しい理解と認識を深めていただけるようさらなる取り組みを進めていきます。



人権相談窓口

津市人権課 ☎229-3165 FAX 229-3366

みんなの人権110番 ☎0570-003-110

三重県人権センター相談電話 ☎233-5500

インターネット人権相談受付窓口

HP 法務省 人権相談



人を差別し、人の心を傷つける落書きを見たら上記の津市人権課へ通報・連絡してください。